

都島区民センター指定管理者指定申請に関する質問と回答

番号	質問内容	回答
1	募集要項P10 7(6)ウ 黒塗りすべき事業者名等表示の例として「管理運営実績施設の名称」「実施イベント名称」とありますが、特定の事業者名あるいは事業者名を推測できる単語を含まない一般的な名称であれば使用することは可能でしょうか。	可能です。
2	募集要項P10 7(6)エ 「資料のデータ(マスキングなし、マスキングありそれぞれ)をCD-Rにコピーし」とありますが、USBフラッシュメモリでの提出も可能でしょうか。	USBフラッシュメモリでの提出はできません。 CD-Rにて提出してください。
3-①	募集要項P15 7(7)エ ①修繕費計画額について、税込金額との理解でよろしいでしょうか。また、「100万円未満のものについては指定管理者の負担とします」と記載されていますが、いずれの年度においても修繕費計画額は90万円未満となっております。各年度の修繕費計画額を上回り、かつ100万円未満の修繕費であった場合、その差額は指定管理者が負担する必要があるのでしょうか。	修繕費計画額は税込金額です。 差額を指定管理者が負担する必要はありません。 1件あたり100万円未満の修繕費であっても、損傷への対応が緊急で必要でありかつ当該年度の修繕費の上限額を超える場合にあっては、本市で負担します。
3-②	募集要項P15 7(7)エ ②「基幹的な機器等の付属物(設備の消耗品など)の損傷及び基幹的な施設・機器以外の施設・機器・什器・備品等の損傷にかかる修繕費及び基幹的な機器であっても1件あたり100万円未満のものについては、指定管理者の負担とします(ただし～)」とありますが、「基幹的な施設・機器以外の施設・機器・什器・備品等」の老朽化による更新費用は、修繕費として「修繕計画」の範囲で実施すればよいでしょうか。あるいは消耗什器備品等、別建て収支計画を策定する必要があるのでしょうか。	「修繕費計画額」の範囲で実施してください。
4	募集要項P17 8(2)ア 「申請に対する質疑・ヒアリング、申請者による提案内容のプレゼンテーション」とありますが、質疑・ヒアリングおよびプレゼンテーションの所要時間と参加できる人数をお示ください。また、同審査の日程が決まっていたらお示ください。	9月から10月にて実施調整中です。日時については、申請受付後別途通知します。なお、所要時間はプレゼンテーション7分、質疑・ヒアリング10分を予定しています。参加人数は4名以内とします。
5-①	募集要項別紙「修繕必要箇所一覧」 ①リスク分担が大阪市となっているものは、すべて貴市で対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、1件あたりの修繕費用が100万円未満のものがあつた場合、指定管理者負担となる可能性があるのでしょうか。	リスク分担が「大阪市」となっている項目については、本市の負担となります。ただし、当該対象物であっても、修繕実施までに施設運営上必要な消耗品は指定管理者において適宜補充、交換等を行ってください。
5-②	募集要項別紙「修繕必要箇所一覧」 ②記載の修繕必要箇所のうち、令和7年度中に施工実施予定の修繕対象物があれば、ご教示いただけますでしょうか。	ガスヒートポンプパッケージエアコン（対象：会議室1・資料室・玄関）については令和7年度中に施工予定です。
5-③	募集要項別紙「修繕必要箇所一覧」 ③「EV棟屋根(シート防水)」、「非常用発電機」の2か所のリスク分担が指定管理者となっておりますが、この2か所はそれぞれ募集要項7(7)エに記載されている「基幹的な機器等の付属物(設備の消耗など)の損傷」、「基幹的な施設、機器以外の施設・機器・什器・備品等の損傷」、「基幹的な機器等であっても1件あたり100万円未満のもの」のどれにあてはまるかご教示ください。	「基幹的な機器等の付属物(設備の消耗など)の損傷」及び「基幹的な機器等であっても1件あたり100万円未満のもの」にあてはまります。

都島区民センター指定管理者指定申請に関する質問と回答

番号	質問内容	回答
6	仕様書P3 3ウ(イ) 「省電力化への対応に関する電球等の交換は指定管理者が行うこと。」とありますが、電球等には照明器具本体は含まないという理解で良いでしょうか。照明器具本体を含む場合、「照明器具本体の交換」は基幹的な施設・機器の更新とみなし、1件あたり100万円未満のものについて募集要項7(7)エに記載の「修繕費計画額表」の範囲で実施すれば良いでしょうか。	ご質問の維持保全業務については、照明器具本体の交換は想定していません。ただし、省電力化への対応として、指定管理者において、照明器具本体を交換することを妨げるものではありません。 機器の損傷等による修繕が必要な場合は、「修繕費計画額表」の範囲で実施してください。
7	仕様書P4 3エ(ウ) 「施設利用にかかる料金の徴収については、過剰な予約を抑制して他の利用希望者の利用を妨げないようにするという制度趣旨を踏まえつつ、利用者に混乱をきたさない範囲内で、申込日から徴収日までの期間を設定すること」とありますが、大阪市区役所附設会館条例第10条の3第2項および同施行規則第3条の内容に基づき対応すればよい、との理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
8	仕様書P6 4ウ 利用料金の引継ぎに関連して、 ①令和8年4月1日以降に利用日が到来する利用について、令和8年3月31日以前に利用料金の還付事由が発生したが未還付となっている利用料金およびその還付の事務は、現指定管理者から令和8年度以降の指定管理者に引継ぐとの理解でよろしいでしょうか。 ②令和8年3月31日までに利用日が到来する利用について、令和8年3月31日以前に利用料金の還付事由が発生したが未還付となっている利用料金およびその還付の事務に関しても、同様に現指定管理者から令和8年度以降の指定管理者に引継ぐとの理解でよろしいでしょうか。	令和8年3月31日までに還付事由が発生した利用料金は現在の指定管理者の債務となります。そのため、①②ともに債務自体を次期指定管理者に引き継ぐことはできません。 このことを踏まえ、令和8年4月1日以降に当該未還付状態の利用料金を利用者が受け取る方法（還付にかかる事務の方法）について、あらかじめ現在の指定管理者と次期指定管理者が協議の上、決定してください。
9	仕様書P7 6 利用者向けサービスの一環として指定管理者が自動販売機を設置（増設）することは可能でしょうか。また、その場合の電気使用料や設置料などの単価をご教示ください。	自動販売機については、本市への目的外使用許可申請が必要となり、許可された場合は設置可能です。 自動販売機設置に係る電気使用料等については本市ホームページに掲載しています「行政財産における清涼飲料水自動販売機設置に係る事務取扱い」をご参照ください。
10	様式6-1 1収入に「その他収入」欄がありますが、たとえばどのような収入について記載することを想定されているのか、ご教示ください。	業務代行料・利用料金収入・自主事業収入以外の収入になります。 例えば、助成金等がある場合は記載してください。
11	様式6-2① 利用料還付に関しては利用料金収入の区分に記載してよろしいでしょうか。記載にあたっては、利用料金収入から差し引いて記載する、またはマイナス表記して明細がわかるように記載すればよろしいでしょうか。	収入区分への記載も可能です。記載については明細がわかるように表記してください。
12	その他 今回の指定期間内で、貴市が対応する基幹的な施設・機器等の修繕に伴って、臨時休館の予定はございますか。その場合、休館となる期間はどの程度を想定されているのでしょうか。	現時点では休館を伴う修繕は想定しておりません。